

## 第七章 全水大会におけるアナ・ボルの対立

## 一 全水創立期大会とアナ、ボル対立の胎動

二全大会(大正十二年一九三三)三月三日において、特に目につくのは、小林水平社提出の「労農ロシア即時無条件兼認の件」で、これは議論百出、反対と賛成両派の怒声は会場を圧したが、「委員付托」の動議は採決されず、南議長は、本件を保留とした。

二全大会では、「普通選挙に関する件」も提案されたが、ブルジョア議会に参加しても何等益はない、との理由で、全員一致で否決された。

また、二全大会で、もつとも注目をひいたのは、名古屋水平社の提案「一般社会運動に参加の可否に関する件」が提案されたことで、提案者の意図は、水平運動の目的と、一般社会運動のそれとは、共通する部分はあるが、本質的には前者は単に経済運動であり、水平運動は差別撤廃の身分斗争であつて、相互の目的は異なつていたので、「一般社会運動には参加しない」ことが可決されたことである。

また、和東水平社の提議した「さげすみ、差別言辞等に対する方法の件」に対し、議席より、「直接行動でやれ」などと叫ぶものがあり、議場混乱したが、差別が法律的に有罪立法されるならば別として、目下、その保障がない時点では、直接的に言論によつて糾弾することを妥当として可決した(糺弾権は五十年を経て、矢田教育事件において大阪地裁は、はじめてこれをみとめた)。

つぎに西浜水平社より「部落改善費支給を拒否せよ」と提案がな

され、かかる融和的ゴマ化しをうけることは絶体に拒否することを可決した。

これらの点は、のちにアナ、ボル間に於て、ことなつた方法論が提唱され、方針が分裂するにいたる因子をふくんでいたので、対立の胎動が、創立期においては、内在的に存在していたことを示している。

また、二全大会後の、大正十二年(一九三三)十一月一日、木村京太郎等によつて、ボルのセクト『全水青年同盟(青同)』が結成された。

三全大会大正十三年(一九一四)三月三日の冒頭で、本部中央委員坂本清一郎は、「最近、水平社内に分裂の声を聞く」と、遺憾の意を示した。これは『青同』のフラク運動を指しているものと思われる。この年十二月三白遠島スパイ事件を好機として、全水を創立した阪本以下全員が、本部中央委を去ることになり、南、平野は除名(正確な処分内容は第四章八十一頁を参照せられたい。)となり、旧本部勢力は一掃された。

そして、『青同』一派が、本部実権を私物化するに及び、アナ、ボルは、漸次、抗争を深めるのだが、その前に、三全大会の問題点にふれる。

二全大会で否決された議案に近い「総選挙に対する件」が、提案され、現状では政治は否定したいが、個人としては選挙権行使は自由であるので、投票権を行使することは正当である、という提案趣旨に対し、討議の結果、投票は個人の自由であるが、水平社としては絶対反対であるとの留保条件を付し可決。

ところが、これに反するがごとく九州水平社は「水平運動は政党政派に超越するの件」を提案。現実のあらゆる政党政派は、万民幸福、平等のためのものではなく、単なる私利のための私党であるが故に、水平運動は政党政派に超越すべきであると主張、満場一致可決した。のちに、無産政党政派が、水平運動のなかに侵入してきたとき、第二、第三全水大会における政党政派に超越する決議を尊重すべきだ」と抗論となったが、ボルは、「あれはブルジョア政党政派についての決議であつて無産政党政派について採択されたものではない」とシラを切つた。

また、三全大会に、奈良県水「青同」木村京太郎は、「労農ロシア即時兼認の件」を提議した。木村は「英国もロシアを兼認した。ロシアを色眼鏡で見るのは誤まつている。即時兼認せよ」と叫んだ。ロシアの兼認とか何とかと騒ぐ前に、我われ水平運動は多くの為すべきことを抱えている。それをやるのが目下の急務である、と反対するもの、日本政府が兼認しないからと言って政府に同調するとは何事か、と反論する者、高橋貞樹は「ロシアはユダヤ人を解放した。我われ、無産階級は即時ロシアを兼認せよ」と主張。こうした賛成論に対して反対論も非常に多く、さいごに山田孝野次郎少年が、「我われがいま頃、ロシア兼認を論議するのは悠長すぎる。マルクスはプロタリアに祖国なしと言つたではないか」とアジリ、本件は可決された。傍聴していた山川均は快心の笑みをもらして、た、という。

そして、これも、また、二全大会では否決された「水平社はあらゆる社会運動に参加する件」を、「青同」から提案した。本案の説明者は「水平社員は大部分がプロレタリアである。いまや、第一期

の自覚運動のときはすぎた。第二期は経済的運動のときである。我われはこの階級斗争には、他の被搾取階級と共同戦線を張らねばならぬ。」

これに対し、「我われは現段階的にはまだ非常に不十分である。故に、他の団体と提携することは、かれらのおもわくにはまり危険である。また、他の者は「我われの目的とするところは、他の団体と必ずしも同一ではない。我われ三百万の同胞の結束によつて闘うことが先決だ」と述べ反対した。これらの反対論に対し、ボルの西光万吉は、去年の大会で農民組合設置を決議した。これは他の団体との提携の前提ではないか。」などと論じ、賛否両論がたたかわされた。この問題の決定、及び提案そのものについてであるが、「水平運動（一九三〇年代）」（注83）にしたがえば、提案された議題は「水平運動に理解ある他の社会団体と相互援助を為すの件」となっており、採決の結果は、議長保留となつている。

（注83）既出、秋定嘉和編著。

また、これも議長保留となつたが、「普選を肯定し、政治運動に移らんとするの件」というのが（提案水平社不明）、議案として出ていくことも注目すべきであろう。

以上を通覧すれば、水平運動は、創立期時代を通過しつつあることが理解できよう。そこには、論争者の名前が省略されているために、アナ系の反論か否かを確定することができないが、反論の多くはアナ系であろう。ついで、四全大会（大正十四年五月七日）に入るのであるが、「こゝまでを「第一期」とよぶことが妥当である。

## 二 第二期水平運動におけるアナ・ボルの対立

第二期水平運動の性格を象徴するものは、四全大会の開催地が、それまでの京都から、「青同」の根拠地である大阪にうつつたことである。

大会に参加する大会議員は、旅費、宿泊費など、参加水平社乃至個人負担であることから、地方の、とりわけ財政的に貧困な水平社から、京都なり、大阪なりに大会参加のために出てくるということからは、それ自体が少なからぬ負担であるばかりでなく、水平社費の支払も肩にのしかかるのであるから、遠隔地方代議員の出席は、必ずしも容易なことではない。その結果として、自然、「大会開催地」は多くの代議員を大会に送ることが可能となり、議案が多数決を原則とすることから、機械的に有利な立場を占有することができる。

それ故、大会開催地を手に入れることは、自派の立場を有利にする第一条件となる。四全大会を大阪で開催することに成功したことは、同地を根拠地とする「青同」の勝利を約束するものだ。

いまひとつの条件は、前にも書いたが、本部常任理事を占有することであるが、「青同」はこの条件をも満している。

四全大会は、以上のごときハンデのもとに進行した。

大会において、第一に提案されたのは「規約改正の件」で、本部提案（組織案起草委員は「青同」の岸野重春）のかたちによる「青同」案であり、大要において、自派の「青年同盟」規約にきわめて酷似するものだ。

性格的には中央集権、規約の運行はきわめて煩雑で、一部をのぞいては、ただ、机上のプランにすぎず、本規約がその定めたとように全面的に運行されたことを知らない。もし、バカなやつがいて、規

約どおりに運営するとすれば、じつに空前絶後の官僚的機関と化するであろう。

幸いなことに、規約は、一部をのぞき、実際的には空洞化した。しかし、新規約は、中央委員会の兼認によつて、青年組織がみとめられ、事実上、水平社の行動は、青年組織によつて事実上、水平社の動向は決定された。

これは、青年組織として、ボル側は「青年同盟」（松田喜一）、アナ系は、この四全大会の前から、特に、静岡県水（浜松）の小山紋太郎等によつて結成されつつあった組織が、四全大会の直後、すなわち大正十四年（一九二五）五月十五日、愛知県水（名古屋市平野町）において会合、成立した「自由青年同盟」（十月の協議会で自由の二字を除去して「青年同盟と改称）が、「青同」と対立して兼認された。なお、四全大会から、松本治一郎が慣習的に、大会議長のいすについた。その半ばの事情は、松本の財力が水平社の貧困を救済するのに不可欠であったことも挙げられる。松本は終始中立的な立場をとつた。

四全大会にも、またしても「一般無産団体と協議機関設置の件」（奈良県水）が提案され、例年通りの白熱戦となつたが、一般無産団体とは具体的になにを指すのか、これが評議会とか、政治研究会とか、具体的に示されたときに、はじめて、その可否が判然するのであつて、一般論としては、審議の対象にならないと言ふ、アナ系の主張が、四全大会においても貫徹、原案は否決された。

つぎに、毎回、かたちを変えて提案される「水平運動の政治化」の問題が本大会では「政治教育普及の件」（奈良、大阪水平社提出）として持ち出され、奈良「青同」本田伊八、大阪泉野が説明に立ち、

「放任しておけば水平社三百万の同人は、ブルジョア政治家によって利用されるであろう。これに対抗し、水平運動を政治戦線にまで拡大することが必要である」と弁じた。山田孝野次郎少年も、これに賛同し、「普選実施後の水平運動は、戦線を、政治的にも拡大する必要がある。政治教育を普及せよ」と叫んだ。

これに対し、京都の南敬介は「我われ水平同人は政治行動を否定せよ」と反対。政治の目的は権力の掌握にある。無座政党が権力を掌握したとして部落は解放されるか。部落の解放は水平運動の拡大強化によってのみ得られる、というアナ系の主張は一步もゆづらなかつたが、討論打ち切り、採決の結果、原案が可決され、水平社創立四年目に、水平運動が政治化して行くみちが、はじめてひらかれ、アナ系は後退した。

しかし、これは、直ちに政治運動そのものが、水平社のテーゼとして兼認されたことを意味するものではない。単に、ボルセヴィキが（大正十四年三月、制限普選法案通過を反映し）「政治教育普及」という啓蒙の限界での一步前進に止まったものである。

事実、四全大会の年である大正十四年において、特に五月、『青聯』結成を境として、政治否定の空気は、東海、中部、関東、広島、山口、長野等において、非常に強化した。

しかし、たしかに『青同』が、攻勢に出てきたことは、みとめなければならぬ。

その代表的なものひとつは、四全大会に提案された「四全大会宣言製作の件」であろう。提案者は『青年同盟』、説明者は松田喜一である。

宣言草案は、かなり長文であるので、ここでは、要旨をあげるに

大正十四年、四全大会に提案されたこの宣言草案は、じつに、このあと十年間にわたって提案された、運動方針、宣言、昭和六年の十全大会（桜井）に提案された「全水解消草案」にいたるすべての水平運動ボルセヴィキに、語句の末にいたるまで共通する、殆ど同一の表現であり発想である。このことは、かれらが、同一の、あたえられたテキストに、辛抱よく従っていることを示すものである。即ち、中央の指令によるものだ。

身分を吾国の後進性資本主義に従属する遺物として規制することによって、糺弾から部落民をひきはなし、階級的立場に立つ運動への転換をそこからひき出し、階級斗争を現実のものとするために、部落民を農民組合と労働組合に盲目的に配分した。そして、それらに号令をかけるために、大将から二等卒にいたる支配関係が解放運動のなかに成立し、そこには新しい序列主義と官僚主義が復活し、水平運動は一時的な一過性興隆を見せるが、確実に衰退して行く。

四全宣言草案の内容には、このきざしが硝子ごしにはつきりと映像を見せている。

大会二日目、北原泰作（岐阜『青聯』）が「本部はすでに解散しているのだから」本部案としての提出権は消失している。本部案すべてを撤回せよと主張した。

本部常任理事は「本部は解散していない。岐阜代議員は、本大会を破壊しようとするのか」と逆襲。北原も一步もゆづらず、大激論の末、結局、岐阜案を北原は撤回した。北原が本部案としてマークしたのは、「規約改正」、「一般無産団体と協議機関設置の件」等であるが、特に具体的事項に反応したのではなく、本部をわがもの顔に占拠している『青同』に対する一撃をこころみたものだ。

とどめる。大正十四年は地方における政治研究会の設置がさかんに行われた年である。『青同』提案の前掲「政治教育普及」は、高橋貞樹のさしずによる水平社政治研究会を意味する。

宣言草案は、客観情勢をつぎのようにはあくしている。「今日、世界の資本主義は、その最終段階に到着して、極度の発展をなしつつも、資本主義内部の矛盾の対立も、まさにその極に達し、崩壊の過程を示しつつある。……現在の資本主義没落期にあつて、現在の階級斗争の極度の切迫の時期に於て、総ての被圧階級及民族の解放運動は、結局、資本に対する直接の斗争とならざるを得ないことを証明するものである。……我が国資本主義は、順調な発達段階を経ずして、未熟のままに資本帝国主義に推移し、その内部には、幾多の封建的要素を含んでおる。これは吾国の一般無座階級運動の進展をじゃまするものであり、また、吾等特殊部落民に対する差別的感情も一部はかような吾国資本主義の封建的性質に支持されるものである。……運動は極めて熱情的ではあつたが、組織と訓練との力を欠いていた。これらの力を欠いておることは、無組織の状態がつづいたために、運動全体の行詰まりと停滞を生じ、全般の統制力は全く失われた。……今や、かかる差別的観念の基礎に対して斗わねばならぬ。そして、この斗いは資本に対する労働階級の斗争を度外視しては不可能である。従つて、また、政治的戦線へ、即ち無座階級の政治運動に進出せずしては真実の解放を得ることはできぬ。……」

この宣言草案は『青年同盟』によつて提案されたものであるが委員付托となり保留、廃案と決定された。

五全大会（大正十五年（一九二六）五月二、三日福岡大博劇場）に入るまえ、大正十四年九月十八日、『青同』第二回大会参加者を代議員として、高橋貞樹は「全水無座者同盟」を結成し、『青同』は発展的解消を遂げた。『青同』から『無座者同』への変貌については第四章に於て既述した。かくて全水本部を占拠したボルはかれらの観念的路線に水平運動をのせ前進を開始した。

福岡は松本治一郎の本拠であり、かれの地盤であり、かれによつて多数の代議員が動員された。そのうえ、討議された議題は、全水の伝統的イデオロギーの廃絶をはかるものであつたが、議席も傍聴もまばらであるといった現象を示したことは、マルクス主義の解説には大衆が関心を示さないことをしめすものだ。

なお、大会に先立つてひらかれた二月二十五日の第三回中央委で、「高橋貞樹問題」が審議され、高橋が部落民を潜称したか否かを再調査する件が可決され、調査委員に松本（治）、小山（紋）がえらばれた。而して、調査の結果、高橋が身分をいつわつて全水中央に潜入していたことが明白となつた。

大会に於て、本部常任理事木村京太郎は、経過報告に際し、右の事実を簡単に報告したことは知られているが、多くの水平運動史には高橋貞樹の除名が報告されたことは省略されている。バカけている。五全大会に於ける主要な提案は、

- 1、綱領改正の件
- 2、規約一部改正の件
- 3、無産団体協議会設置の件
- 4、無座政党支持の件
- 5、水平社教育方針確立の件

などである。

綱領改正の件、本部議案（『無産者同』、松田喜一）について、松田は、「明確なる無産階級意識のうえに立つた行動綱領が必要である。既成綱領は、焦点が明白でなく小ブルジョア的である」と、改正の理由を述べた。松田の綱領草案は、

- 一、我等に対する一切の差別的言行の徹底的糾弾。
- 一、部落民を偽瞞せんとする政府の恩恵の改善政策、及び融和運動に対する徹底的排撃。
- 一、特殊部落民解放運動暴圧法令の撤廃。
- 一、部落民解放の精神をまひせしむる一切の教化に対する反対。
- 一、部落無産者の政治的経済的利益の擁護。

質問に立つた米田富（奈良）は「現綱領第一項の「部落民自身の行動によつて」の項は何故に省略したのか。松田はこれに答えて「それは総領でなく組織上の問題である」と答えている。しかし、これはあきらかに第一インテリ以来の労働者、農民、被圧階級の綱領である。マルクスがこれを政治的なものにおきかえようと努力したものである。この条項は、松田の主張するような細節ではなく、運動全体に対する基本的な姿勢を総括するものであることは疑う余地がない。

ついで質問に立つた北原泰作（岐阜、青研）は、「差別される者、支配される者には、政治はあり得ない。政治はブルジョアジーの民衆支配のための道具にすぎない。それは過去四回の全水大会において、すでに討論しつくされているではないか。何故、神聖なる綱領に、政治綱領を入れたのか」

松田「制度との闘い、支配階級との闘いは、政治斗争である。水

平社も政治斗争が必要だからである。」

蔵野（山口）、「新綱領には、人類最高の完成の箇条がないのは何故か。」

松田、「人類最高の完成の社会は、新綱領のごとき行動によつて、はじめて達成される。融和団体なども、同じ用語をつかつている。融和同盟と区別するためにも、そうした言葉は使用しないほうがよい。」

北原（岐阜、青研）「融和同盟と区別する為なら、敢て綱領を改正する必要はないではないか。水平運動は民族意識の上に立つて徹底的に闘つたらよいではないか。部落民はユダヤと同じく、身分的に差別された民族的集団である。吾等はこの意識の上に立つて闘うものである。」

松田、「水平運動は民族運動ではなく、封建的な観念をとりのぞく為の闘いが、かく見えたのであって、階級運動に進んで行くべきものである。」（被差別社会集団を一民族として呼称したのは佐野学だ。）

そこで、質問を打ち切り、討論にうつった。

全水ホルセヴィキの考え方の基礎には「選民」に於ても触れたように、糾弾、差別を部分的なものと低く評価し、そうした部分的のもの基礎となつているもの、即ち無産政党への参加、階級斗争——労働組合、農民組合への加入を意図するものである。しかし、すでに水平社の問題は侮蔑と差別を越え糾弾斗争は遠からず差別民衆の団結によつて斗わねばならぬ入会権差別斗争のごとく、松田喜一派が考えるものから、問題は本質的に大きく前進しようとしつつあるばかりでなく、水平運動は無産政党の侵入によつて、諸党派に分裂し、相互の奪権斗争が発生、水平運動は、松田等の意に反し、衰

退を見せる要因となる。

綱領改正に対する質問は、打切られ、討論に移った。

小山紋太郎（浜松、『青研』）は、討論の第一陣に立ち、松田に対する反対意見をつぎのように述べた（注84）。

「私は松田案に反対するものであります。吾われの運動は差別撤廃という民族的解放の重大使命を帯びるもので、部落民は部落民自身の行動により、絶対の解放を期さなければならないのであります。そして、その究極の目的は、人類最高の完成にあらねばならないのであります。そのためには、吾われは現在の綱領を魂とし生命として、これを死守して来たし、また、将来とも、この綱領に終始する考えであります。しかるに、いまや、改正案を提出されましたが、その何れを見ても、ある目的を達する手段を羅列してあるのであつて、目的と手段を混同している嫌いがあるのであります。或は、綱領の意義につき、見解を異にせられる向きがあつて、これを目標と

いうような意味に解せられているかも知れないが、若し、それが単なる目標であれば、すでに、吾々にはけい冠旗という歴然とした目標を持つており、その上、さらに目標を求める必要は有りません。そこで、吾われは、綱領とは、もっと重大な意義を持つものであると解し、綱領は、吾われの理想であり、究極の目的であつて、水平運動の心ずいであると思ふのであります。従つて、時により、場合によつて、つねに変更改廃せられる性質のものでは断じてないことを、かたく信ずるもので、この見地から改正案の各項につき意見を言えば、第一は、すでに決議として、第一回大会以来、つとに実行してきているもので、あえて改めてむだあしを加えるまでもなく、

明確なることと思ふのであります。第二は、さきの中央委において、すでに決議せられ、また、今回の協議中にも提案せられていこと、重複の嫌いがあります。第四も、また、前項同様で、さいごの経済綱領に至つては最も拙悪なるもので、元来、吾われ部落民の経済的要求は、すでに、現在の綱領に明確にかかげられているのであつて、それをことさらに改正する必要はなく、ことに、水平運動と一般の無産階級解放運動と混同し、同一視しているところがあつて、かえつて、吾われの運動の真ずいがばかされてしまうことを恐れるものであります。また、今回、あらたに政治的行動が掲げられているが、かくのごときことは、末の末の問題で、吾われのいわゆる『よき日』が来れば、かならず到来するもので、水平運動本来の目的では、決してないのであります。以上の意味で、吾われは、絶対に本案に反対するものであるが、私は、かさねて言いたい。目的と手段とを混同するなかれ。綱領は、我われの生命である。」

（注84）秋定嘉和氏前掲書294～5。

これに対し、大西遼太郎（『無産者同』、大阪）は、以下のごとく松田綱領の賛成意見を述べた。

「吾われも人間礼讃を否定するものでは断じてない。今日まで身命を賭して、部落解放を絶叫して来たのは独り小山君のみではない。吾われも、否、三百万の吾われ兄弟は、皆、そうだ。それなればこそ、今回の改正綱領にも、第一に徹底的糾弾をにかけてあるのである。しかし、従来のごとく、糾弾のみが水平運動で、水平運動即糾弾と言ふがごとき観念は、あきらかかにあやまりであつて、糾弾のみに限つてはならないと言ふことは、何人といえども否定することは出来ない。元来、吾われの兄弟は、ほとんど凡てが無産者だ。吾わ

これは特殊部落民として迫害せられつつある上に、無産者としての搾取と圧迫を受けつつあるのだ。いまや、崩壊期に当面せる資本主義制度は、あらゆる弾圧と術策を用いて我々を骨抜きにせんとしつつあるのだ。これに対抗するには、より以上しつかりした団結と戦線の拡大を必要とする。従って、吾われ部落民たる無産者は、無産者としての立場から、それにふさわしい明確徹底せる綱領をかかえ、迷うところなく、遅延することなく、敢然としてすすむべき途をえらぶに何が悪い。論者は言う、目的と手段とを混同するなかと。しかしながら、そうした手段を選んでこそ、始めて究極の目的を達することが出来るのだ。徒らに実行性に乏しい漠然たる綱領をかかげるより、利用せられかく乱せられんより、むしろ、吾われに痛切なる題目を綱領に掲げるこそ、戦法のもっとも上乘なものと言わなければならぬ。また、従来、政治行動についても、水平社としては、きわめて消極的な態度を採っていたが、吾われ無産者には、また、無産者としての政治があるのが当然だ。政治行動に関する条項をあらたにくわえられたのも、その意志を明確にする為の外ならない。要するに、吾われの運動は、手近かなところから開始し、完全なる自由到達せなければならぬのだ。この意味において、吾われは満くうの熱意をもって、本改正案を支持するものである（秋定嘉和氏前掲書P.295に拠る）。

ついで田中貢(福岡)「吾等は人間礼讃を目標としてすすむものである。徹底していれば、融和聯盟にごまかされぬ。新綱領は目的にいたる途中の手段である。本来をとりちがえた新綱領には反対である。」

式論的立場から、新綱領を拒否するという生駒の主張は、内容性のない、折衷主義的なものだ。かれの立場としては、もっと本質的な立脚点から、新綱領を拒否しなければならぬではないか。結局、生駒は、その後のうごきからみても、ほとんどコミュニティに近接したものであったが、そのことは、この問題に対する態度からもうかがえる。結局、議事進行係から、討論打切り、法規委員付託と決定の動議が出、議長が拳手によって採決せんとしたせつな、熱狂せる一代議員が「議長横暴」と叫んだため、警備係が、これを止めんとして口論となり、ついに殴合いのさわぎ発生、満場総立ちとなったが、ようやく両者を場外につれ出し、危うく全会場大乱斗となることを、大事に至らずおさまったが、この一事を以つてしても、いかに反対意見がうっせきしていることが推測される。

法規委員は、委員長がボルセヴィキの西光万吉で、委員深川武、小山紋太郎、生駒長一、北原泰作等、成塚政之助、田中佐武郎、菱野貞次その他である。

また、本大会の出席代議員数を地区別に見るときは次のようになっている。

大阪	18	熊本	10
兵庫	4	愛媛	3
京都	5	東京	1
三重	4	静岡	2
奈良	6	佐賀	11
愛知	4	埼玉	6
鹿児島	1	岐阜	1
山口	19	香川	1

下阪正英(大阪「無産者同」)二、三年前、東京にて病歿)は「現在の社会情勢を知らずして、今日の綱領問題を討議することはできない。現在の運動の行詰まったのは、指導方針が漠然としていたからである。指導方針である綱領をはっきりとした無産階級のものとしなければならぬ。我等は差別の根原地たる資本主義制度とはげしくたたかわねばならぬ。我等は、戦いの目標をはっきりさせるために新綱領に大賛成をするものである。」

下阪の主張も、大同小異であり、かれの主張は、むしろ「運動方針書」の提唱ではないのか。それにもかかわらず新綱領に固執するのは、無産政党の肯定を強要せんとするものである。

蔵野(山口)「理論と実際とを一致せしめよ。現在まで「吾われは議論と理想のみに走ったので、現実の運動はすすまなかった。現在の綱領でも、真剣に突進めば立派なものである。改正には反対である。」

岩尾家定(福岡「無産者同」)「新綱領に絶体賛成である。吾等は、まず、水平社の現状を見なければならぬ。運動の停滞は理論に走ったためではなく、明確な無産階級の指導方針がなかったからである。吾われの目標を定めた新綱領には双手をあげて賛成するものである。」

山田孝野次郎(奈良)も同様、賛成意見を開陳した。

そのとき、生駒良一(愛知、「青群」)が立って、「綱領は目的を示すもので、新綱領は行動を現している。故に、こうした新綱領は、『決議』とされるべきである。『決議』としてなれば賛成だが、綱領とすることは、極力反対するものである。」と主張した。しかし、さきにも指摘したように、新綱領は、大局的な目標、主張を示すものではなくて、運動方針、行動を示すものであることを論じ、そうした形

広島 4 高知 3

福岡 158 (計261名)

以上を見れば、九州だけで百八十票で、代議員全体の八〇%を占めていることがわかる。九州で五全大会を持ったというところで、若干の例外はあるが、本部(及び本部を占拠するボルセヴィキ)の提案が、自働的に可決されるであろうことは、数理的にあきらかである。また、その故にこそ、全水本部は、開催場所をかれらの意志にしたがって選択する。

大会二日目、新綱領は、次のように修正の上、可決された。

一、特殊部落民は部落民自身の行動によって絶体の解放を期す。  
二、我等特殊部落民は絶体に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す。

三、我等は賤視觀念の存在理由を識るが故に明確なる階級意識の上とその運動を進展せしむ。

要するに、第三項(我等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す)が変更され、「無産者同」がつよく要求した階級意識の文字挿入が実現、「政治条項」は、挿入することはできなかった。つぎの重要案件は「無産政党支持の件(奈良県水提案) 本田伊八(「無産者同」)は、本案についてつぎのような趣旨説明を行なった。

「本件は、すでに議案(無産団体協議会の設置)及び(メーデー参加)等をはじめ、幾多無産階級解放運動に関する件を可決しているのであるが、吾われは、これ等経済行動のほか、実にすすんで、政治行動により、絶体の解放を期せねばならないと思うので、さきに始めて結党をみた無産政党を支持すると同時に、その内部に於て、ややもすれば、無産団体の分裂を策せんとするがごとき一部ダラク

幹部を徹底的に排除する声明書を本大会の名において発表したいと思います。」

この提案につき、「支持」とは、無産政党に加盟することを意味するのか、外部から単に援助するのか、その辺をはっきりせよと質問する者あり、これに対し、本田は、「加入は個人の自由にして、声明書は大会の名において発表したい。」と釈明、その他、二、三の質疑応答ありたるのち、討論にはいった。

まず、松田喜一（大阪、『無産者同』）が立ち、「吾が水平社と『労働党』は、いわゆる無産階級解放という点において、幾多、利害の共通点をもっているのであるから、吾われの運動が階級意識の上に立つて進展する以上、当然に支持すべきものであつて、本案に賛成を表する所以もここにあり。」と主張。

これに対し、酒井力弥（兵庫、反共）は、「水平社の内部には、まだ多くの重大案件がよこたわつて、未解決のままに残されている。しかるに、これ等当面の問題を閑却して、政治行動などに手を出すことは、甚だ勝手な話で、私は絶体に対である。」

つづいて、（高知、国沢進、栗須派）は、「私は本案に対し絶体に対である。今日、友誼団体と言ふものは、真実らしく差別の不合理をとどえているが、これは単に表面のゴマ化して、内面のさげすみ観念は依然として存在して脱けきらない。かれらは自らの発展のために水平社に秋波を送っているにすぎない。こうした連中と提携することはできない。また、一部の同人は、かの唯物史観を基調として、経済運動乃至政治運動へ転換しようとしているが、それは、水平運動の趣旨の没却であり、断じて排斥しなければならぬ。」

北原泰作（岐阜、『青駢』）「私は本案に反対である。由来、支配の

あるところ、必ず被支配階級あり、搾取のあるところ、必ず被搾取者がある。政治は、いわゆる支配階級における観念で、支配階級には政治があるのであるが、吾われ、被支配階級には政治はあべきはずはない（このとき臨場中止を命ず）。

これらの反対意見に対し、大西遼太郎（大阪、『無産者同』）「本案に双手をあげて賛成する。なるほど、国沢君の言うように、水平運動は、吾われの運動であつて、吾われの力により解放を期することは、勿論であるが、吾われの運動が、他の無産運動と提携をしない、政治にも干与せぬと言ふことなれば、全く孤立状態で行詰まることはあきらかである。また、北原君が説明したように、支配あり、被支配あり、搾取あり被搾取あることは、勿論、吾われも肯定するが、政治が支配なるが故に、これに反対するというのは、明かに誤りであつて、吾われの現場からして、当然、政治に干渉し、暴力取締法案のごときは撤廃を期せねばならぬ。もし、我われが政治に無関心であれば、今や断末魔のときにある支配階級は、あらゆる方法をつかつて、吾われの陣営をかく乱し、ぼくめつをはかるだろう。吾われは、水平運動者なるが故に、何等の抗弁もせず、沈黙することができるだろうか。それは仕方がないと言つてあきらめるに等しい。吾われのこうした考えは、銀座あたりで一時的にガンガンやるような気まぐれな連中にはわかるまい。」

大西は、ちやうど、この頃、発生した、『黒色青年聯盟の銀座事件』をとりあげて皮肉つたものだ。（ちなみに、黒色青年聯盟機関紙『黒色青年』大正十五年六月五日発行、第三号には、『全水第五回大会記』を報道している。）

これに対し、小山紋太郎（浜松、『青駢』）は、「私は本案に反対であ

る。吾われがこうした意見を述べると、『無産者同』の諸君は、やれ反動的だ、とか日和見だとか言つて、ほとんど、感情的に批判するだろうが、吾われの運動は、単なる経済運動のように人がするから自分もやるとか、世間がこうだから、吾われもそうするとか言う、そんな流行的な軽薄なものではなく、もつとまじめで深刻なものであることをはつきり知つて欲しい。

吾われは、エタと言ふ階級意識の下にすすんでいく無産者であるから、経済運動を加味せなければならぬことは勿論であるが、それ以上、さらに進んで政治斗争をやらねばならぬ必要はない。何故ならば、吾われは部落無産者として、徹底的な解放を期し、これに邁進するとき、当然、資本主義は崩壊する。何を好んで政治行動をとらねばならぬのか。その要はない。かりに無産階級から代議士が出たとしても、吾われの解放は決して期待できない。近い例が英国に於て労働者のマグドナルドが内閣を組織したが、ちやうど英国の炭坑ストが勃発した。かれはストの幹部を検束した。権力あるところ必ず支配と被支配がある。政治によつて部落民が解放されるなどということは空想に他ならない。したがつて、私は本案に絶体に対する。」

かわつて、西光万吉（奈良、『無産者同』）が立ち、「アナ系の人たちは、マグドナルドのことを引例されたが、かれが労働階級の出身であることは事実であるが、カール・リーブクネヒトもまた労働者の出であることを知つてほしい。また政治は搾取だというのが、それはブルジョアの政治のことであつて、無産者の政治に、どこに搾取があろうか。今日一切の権力は政治を否定せんとする少数のアナ系の人はいざ知らず、大多数の無産者は、ブルジョア政治こそ排撃す

れ、無産政治運動に対してはまんくうの誠意を以て賛意を表している。而も、政治行動を排するアナ系の人には、ともすれば、ブルジョア自由主義と野合するところが多分にある。その点もよく考えてほしい。吾われの解放を期するには、どうしても、我われ自身の政治の確立を期し、外部に於ける経済斗争と相まって、議会内外に於て政治斗争をせねばならぬ。今更説明するまでもなく、今日の政治は、三井とか三菱とかのブルジョア擁護のためのものだが、たとえ、吾われが経済行動によつて勝利を得ても、政治をなおざりにしたならば、完全な解放はない。この際、本案に反対せられてはいるアナ系の人々には、特に敬意を表し、その意外の多数無産者諸君によつて本案を支持可決せられんことをのぞむ。」

なお、引続き、多くの討論者が殺到したので、議長は、閉会の時間切迫と、本案の重大性にかんがみ、本案を『審議未了』として将来の問題とすることを提案。万場一致、この取扱いを承認した（注85）。

（注85）『無産政党支持の件』は秋定嘉和、前掲書P311〜3。

なお、本大会後、大正十五年八月、『全日本無産青年同盟』結成（ボ  
ル）。

大正十五年一月、『黒色青年聯盟』結成（アナ）。

大正十五年十月（九月）、『全国水平社解放聯盟』（機関紙、『全国水平新聞』）結成。

大正十五年十月二十二日、『労働党支持聯盟』結成（ボル）。これは、右の全大会決議の無視。

上述の五全大会（福岡）のあと、六全大会は、容易にひらかれなかった。この間の事情に関しては『全水解放同盟』のボルに対する抗争を参照されたい。また、松田喜一等の『西浜水平社解放同盟』アナ系活動家、山本糾平君に対する不当拉致事件などもからまつて、六全大会開催は遅延し、昭和二年十二月四日、アナ系の根拠地のひとつであった広島市に於て開催された。

「十二月二日、午後七時から広島市一致協会々場に於いて各府県代表者会議ならびに中央委員会が開催され、全水中央執行委員長松本治一郎氏の開会の挨拶あり、のち大会プログラムの決定、さらに大会議長、副議長、書記の予選決定、それより各地代表者の意見交換に入るや、『広島県聯』から、ボスター展覽会につき抗議。ボスターは、一致協会会場に展示されたもので、これまでのあらゆる吾われの斗争過程における全国及び地方大会、新聞切抜き、極左派のボスター等であったが、その中に、『労農党』、『無産者新聞』、『共產党』に關聯するボスターの貼布に対し、ただちにとり除くことを要求したものであった。これに対して議論百出、長野、東京、名古屋（アナ系）は、主張をゆずらず、結局、大会をまえにうちわのあらしいの生じることを恐れ、ボル系ボスターは全部とり払われた。」（注86）

（注86）全水広島県聯執行委員、中野繁一著『広島県水平運動史』昭和五年十二月五日発行、即日発禁。（一九七一年、部落解放同盟広島県聯複製版、P.84）

このときも、ボルの連中をおさえて、県聯の要求を容れ、ボル系ボスターのとりはずしに努力したのは、西光万吉であった。

また、友誼団体代表者祝辞中、労農党本部代表が「政治的自由獲得にまですすんでいる」と言うや、「ノー・ノー」と叫ぶ、反対者

そのあと、「水平運動暴圧警察政治絶体反対の件」（京都、西林治三吉提案）に關聯し、暴圧反対協議会への積極的参加が提案され、山本利平（アナ系、大阪西浜水平社解放同盟）が「暴圧反対協議会」の本質について質問した。菱野貞次（京都・無産政党）が、「すべての暴圧に苦しむ無産団体によって組織されている。深川武（アナ系、東京府聯解放同盟）それは如何なる団体によって組織されているか」菱野は「全国の各無産団体が集まって無産団体協議会を組織している。水平社でも本年二月、京都で関西水平社暴圧反対協議会が組織された。」（協議会の出たらしめについては、本書中に、その内容があげられている）。第六章一四四頁参照。

議長質問を打ち切り、討論必要の可否を議場にはかる。討論の要なしが57名、必要有りが35名で、討論抜きに原案は可決。

大会の資格審査委員会の報告によれば（前掲中野繁一『広島県水平社運動史』全国大会の状況による）、大会の代議員は二百名と記されている。それが事実とすれば、採決に加わる代議員数が、全代議員の半数にも充たないのはどう言うわけなのか。それでも法規に照らし採決が成立するのだろうか。

「このあと、『運動方針書製作の件』他、二件は、時間切迫のため府県代表者会議に一任し、議事を打ち切り、議長が閉会を宣告せんとしたせつな、傍聴席よりあらわれた（酔漢）のために議場が混乱に陥った。これを理由に、官憲より解散を命ぜられたが、交渉の結果、議長の閉会の辞と、水平社才才の声の下に、大会は閉会され、各代議員は一致協会の府県代表者会議場へと引揚げた。」（注87）

（注87）部落問題研究『水平運動史の研究』第三卷、資料篇（中）P.184。

の声、盛んに起こり、議場騒然となり、ついに労農党代表は祝辞を中止して壇を下りた。これは大会両日にわたってみられた事実であったが、おびただしい祝辞、祝電の披露に際し、これを迎える拍手に、ボル系と、アナ系の二つの傾向がはっきり見受けられた。祝辞を述べた団体には『黒色青年同盟』（仲元）、『日本労働評議会』代表、『労農党』代表など両派の代表が入りみだれた（注87）。

（注87）既出、秋定嘉和『水平運動』（一九二〇年代）P.350。

この六全大会の議事冒頭に、生駒良一（愛知、『解放同盟』）が、緊急動議を提案、十一月十九日に発生せる北原泰作（岐阜、『解放同盟』）の直訴事件により名古屋衛戍拘禁所に収容中の本人、及びその家族に対し、大会の名によって慰問状発送の件を、質問、討議を省略、即決にて可決した。大会は、事件発生十四日目であった。

このあと、三木静次郎（岡山、『無産者同』）が、宣言草案を提案。生駒良一が原案の委員付托を要求したが、即決可決が八十対二十三大差で決定。当時、福岡聯隊事件が発生しており、この宣言は、主として軍隊における部落差別について抗議したもので、大差可決となった。宣言が、即決で原案可決となるなど異例。生駒は、午後、緊急動議を出し、「大会宣言追加の件」を提案。宣言は、福岡聯隊、その他の具体的事例を列挙しながら、北原泰作直訴事件については全く無視していた。宣言中に、左の文句を挿入せよと要求した。生駒は

「遂に岐阜県の同人北原二等卒をして直訴事件をじゃつ起せしむるに至つたではないか。」

これは、満場一致可決されたが、原案は、北原問題には一言も触れていなかったのである。

この（酔漢問題）については、本書第五章『広島県水』に掲出した。桑田義雄氏は「あの全国水平社第六回大会が広島でひらかれたとき、私たちは横川の片岡重助宅で三日も四日も夜も寝ずに、資料のガリを切ったことを覚えています。この大会で、佐藤一男（広島『青同』レニン派）がけい冠旗の下に赤旗を出してから荒れた。パ一ツと入り乱れ、左右にサーと別れて統制がとれず、警官も手の出しようがなかったですと、当時のアナとボルの対立のきびしさを語っている（注88）。

（注88）広島県部落解放運動史研刊『広島県水平運動の人びと』P.96。

酔漢でなく、騒ぎの原因をつくつたのは、広島県『青同』のレニン派の佐藤一男であったことがわかる。

正式決定まで、本部常任は、ボルから松田喜一と木村京太郎、アナから山岡喜一郎と山本利平が、つぎの中央委まで、その任につくことになったが、これをも、アナ、ボルのほげしい抗争がわかる。本部常任は一月二十五日の第一回中央委で、ボルが木村、松田アナが小山、生駒。中立が泉野、阪本、井元が正式に決定。

昭和三年三月十五日、いわゆる三・一五事件。

そして、昭和三年五月二十六・七七日、京都岡崎公会堂に於て、七全大会開催。出席代議員百二名。三・一五直後のことであり、閑散とした空気があった。大会二日目、五月二十七日、正午、高倉会館において、大会を続行せんとしたとき、『全水解放同盟』（京都、梅谷新之助）が、突如、演壇にあらわれ、「我われは本大会を認めない」と叫ぶや、満場総立ちとなり、議場混乱、遂に臨席の警官より、解

散を命ぜられ、多数幹部は七条署に検束され、法案未了のまま解散。七全大会をボイコットしたのは、広島県水聯合、愛知県水聯合、岐阜県水聯合、静岡県水聯合、東京府水聯合、長野県水聯合、京都府水聯合、群馬県水聯合、埼玉県水聯合、山口県水聯合（有志）、大阪府水聯合（有志）、三重県水聯合（有志）で、ボイコットの理由に關しては、これら各水平社の『連合声明書』（全水第七回大会不参加に対する共同声明書）五月二十六日付で明白。

これについては、すでに本書第六章『全水解放同盟』に於て詳述したので、その項を参照されたい。要するに中央委は民主的運営の条件を欠き、大会そのものの決定も法定数を欠ぐ状況のもとに、一方的に関西付近の旧労農党支持同盟一派の分子によって決定され、無産者新聞にのみ大会開催の宣伝プリントが送られるといった一党一派偏向の状況のもとに、しかも、大会と大会開催通知との間隔がみじかく、遠隔の貧困なる水平社が大会に出席するのは、はじめから不可能にもかかわらず、某等の政治的野望、三・一五に対してボル一派が、虚勢を示さんために、七全大会を強行したものである。この非は、全水再建のため持たれた七月十五日の奈良県高田町山内宗願寺における全国府県代表者会議に於て、三府十一県の代表者二十三名が参加。開会とともに、ボイコット全水平社を代表して、深川武（アナ系・関東『解放同盟』）は、七全大会の諸もろの手落ち、宣伝の粗漏、などの諸条件のため参加不能となったが、何故、左様な事態となったのか」と詰問。結局『準備委員会全体として準備不充分と全国代表者に陳謝する』ことで、事件は落着。

らの組織を消失したことは、何という意久地なし達であろう。しかし、かれらは最早死んでいたのだ。

第六章『解放同盟』において詳述したように、生駒はすでにボルセヴィキに足をふみこんでおり、広島の高橋貞雄は政獲同盟に走り、深川は『改造』論文や、かれのすぐれた『解放同盟』巻頭文のひとつとつを実行に移す気力をうしなつて、もともと、かれの本質であった（アミアン・サンジカリズム）の考え方に退行し、さらにギルド・ユニオンに、身をとじこめ、農民自治会からも離れ、要するに、かれは、関東に於てすら、活動らしい活動は何ひとつ実行することもなく、社会民衆党に参加し、戦線の統一への旗を見て、粗野ではあるが有能なかなりの数のアナ系同志たちを、体よく別離へと追いこみ、大事な瀬戸ぎわで組織を解体してしまつた。

八全大会は、アナ系としては、おかの向うに気がまわっているボルセヴィキに気付かず、自分たちだけが、いい気になつて解体したというあやまちを犯したというほかはない。大串らが亡くなり、当時の事情は、よくわからない。

ただ、深川理論にもとづいて、「本部常任は政党から離党」することを議決したが、なし得たさいこの成果としてのこつた。この年、北原泰作は、単なる常任理事でなく、『常勤』理事となり、かれの手に、全水がにぎられることになつた。これについても前に触れた。日大専門部にいた北原を泉野が深川武のところから連れてきて常勤にすえた。

それにしても、深川のみを攻めるのは、酷であらう。しかし、いかにも残念なことである。

なお、九全大会に於ては、岡山の野崎清二（のち検査）が、綱領

### 三 八全大会から十全大会へ。アナの解散とボルの復活

かくて八全大会（昭和四年（一九一九）十一月四日名古屋市御園座）の中心スローガンは「戦線統一へ」であつた。アナ、ボルの内、部斗争によつて、本来、支配階級にむけられるべきエネルギーは、今日まで、無益に消耗したと考えられた（名古屋もアナ系の拠点のひとつとされてきた。しかし、大きな斗争の歴史を欠き、生駒の思想は不鮮明であつた。しかし、海部郡水（津島町）などは、しっかりと組織をまもり、活動は活ばつた）。

三・一五、四・一六の検査によつて、ボルの活動分子は逮捕された。水平運動の戦線から、ボルセヴィキは消滅したかの如き幻覚を与えたのである。こうした客観情勢のもとに、アナ系が『全水解放同盟』を存続することは、戦線の統一を否定するものである。そのように安易に情勢を判断したとすれば、九全大会のつぎに、桜井の十全大会において、九州水平社の井元りんしが、突如として（否、それは前まえから水平新聞などに示されている）、（全水解消草案）が提出され、本田伊八（奈良、水平社）、野崎清二（岡山水平社）、生駒長一（愛知県水）、北原泰作（本部常任）等が、一斉に全水解消を支持し、階級運動のなかへ、水平社を解消する極左戦術に出ていることに気づかず、そうしたかたちで、ボルの復活を気づいたとき、アナ系は、おのれの愚を思い知らされたはずである。たとえば、八全大会（昭和四年十一月、農村恐慌）には、長野県水から朝倉重吉（大会副議長）が出席。同時に、「南佐久全農委員長」の高橋市次郎も書記として、座を占めている。朝倉と高橋が同席しているということひとつをとつてみても、あの戦斗的アナだった朝倉は形骸化したのだろうか、戦線の統一への、単純なよびかけに、みずか

の一部改正を提案、全水拡大中央委において可決された。

要するに、最終綱領を最初にもつてきたことと、従来の「……部落民自身の行動によつてのみ絶体の解放を期す」の「のみ」を除去した。アナに対する若干の攻撃とみることができ。

全水第十回大会は、昭和六年（一九三一）十二月十日、奈良県桜井において開催、もう、この頃になると、代議員は69名と縮小。

生駒良一は、県水報告のなかで「愛知県は家内工業が多いので、これらを労組に組織する運動を目下すすめている」と述べている。

三重（松原）の報告では、全農に対する弾圧ははげしいが、水平農民は全農に改組されつつあるという。

六全大会後、ひきつづき『運動方針書』の作業がつづけられているが、この件に關し、本田伊八（奈良）は『水平新聞』（第十三号、十一月二十五日）に（第十回全国大会に参加せよ）のなかに、水平運動に關する諸傾向が指摘され、その中に水平社解消にも触れているが、この方針書には、それに対する批判がないが、何故か。という質問に対し、本部常任の泉野は「それはわかっているがひかえている」、「では、全水解消とはどんな意味か、ここで井元りん（九州聯合会）は、「自分の組織である水平社を階級組織の一翼として規定しているが、それは誤謬である。自分の組織はその中に幾つもの階級を包括している。それを解消して、それぞれの階級に統合される過程的な存在であつて、それ自体一つの階級組織でもなければ、階級組織の一翼でもない。この階級組織でない水平社は、階級斗争の激化した今日に於ては、反動的なじゃまもの存在となつてい

針に鋭く対立させて、われわれの運動方針を提出するものである、とまえおきして、『全国水平社解消の提議——十全大会への意見書』提案は長文であるので茲では省略するが、おおよそのことは、討論によって理解し得る(注89)。

(注89) 解消草案の全文は、部落問題研『水平運動史の研究』第四巻資料篇五P196以下参照。

この解消論に対し、朝倉重吉(長野県)は、「諸君のうち、何人もマルクスの唯物弁証法を否定する者はないだろう。私は、その唯物弁証法の立場から、左翼小児病的な観念的な解消意見に絶対反対する。解消意見は非合法一派のウルトラの考えである。現在、ファシズムの波の高まっているときに、全水を解消することは、部落民を反動に追いやることである。野崎君も、未組織の部落民はもとより、組織された部落民さえ、反動化したと実例を引いて説いたではないか。左翼の野崎君の影響下にある大衆ですらそうなのだ。故に解消は、なおさら私は反対する。部落民反動化を食い止めるのが水平社の役割だ。マルクスは『共産党宣言』の中で、プロレタリアの分析をやつて(弁士中止)；何故、中止です？そんなはずはない(満場大笑)。

生駒長一(名古屋)

「吾われは不幸にして、あたまが悪くて朝倉君のようにマルクスの弁証法はわからない(満場大笑、拍手)。朝倉君は非合法派のウルトラと言つたが、頭のわるい吾われでも、階級敵に対して斗争する時、合法的手段によつては絶対に解放は来ないことを知っている。朝倉君の弁証法とは、敗北主義の哲学であり、おくびようものの立言だ！(拍手)。私は解消意見が絶対に正しいことをみとめるが、組

織の具体的方針を協議する必要もあるから、新中央委に付托されることを希望する。」

ついで北原泰作(本部常勤理事)「全水の解消は必要である。水平社は創立以来、すでに十年、もはやその役割を終えて、自らを解消すべき時代に立っている。プロレタリアートの解放なくして、部落民の解放はない。従つて、部落労働者農民および勤労大衆を階級的組織にそれぞれ再組織しようとするのが解消斗争である。吾われは、部落労働者農民の階級的進出をさまたげる水平主義とどこまでも斗争しなければならぬ。朝倉君は唯物弁証法から解消に反対されたが、私は、唯物弁証法の立場から解消は必然的なものとして賛成する。そして、正しい運動方針の確立を、新任中央委に付托されることを希望する。」

(ここに示された新中央委は三月召集されることになった)。  
これに関連して、深川武(東京府)の態度であるが、十全大会の期間中、かれは動めさきの時事新報社大争議のため(かれは同社労組委員長)、大会に出席することが不能であったが、全水解消問題については、次のような意見を持っていた(注90)。

「解消意見に対する深川氏の態度は、どうしたことか、今日まで、私自身もお問合わせに接するまで、判断する機会もなく、見過しておりました。それは当時、全水運動が関西を中心にすすめられていたためでしょうか。もつとも、長野県の朝倉重吉氏は反対の態度を大会で表明していますが。従つて、強いて推測するとすれば、深川氏も反対意見であつただろうと思います。しかし、われわれ解消意見派としても、昭和七年の後半ごろからは、次第に『階級偏重』のあやまりを自認するようになり、全水内では、案外に他から見られ

るような激しい対立もなく、内部の左派と右派、中間派と言つたようになかたちで、まがりなりにも、昭和六年十二月二十五日(十全大会から二十日も経たないとき)福岡隊事件で仮出獄した松本治一郎氏を中心に『全水』というわくの中に納められ、分裂の危機などとは双方ともに意中には存在しなかつたと思います。しかも皮肉なことには、われわれが解消意見を自己批判して到達した『部落委員会活動方針』は、すでに自然発生的に解消意見が出てくる昭和六年春ごろから福岡県下などでは成育していたのです。

『部落委員会活動方針』とは、部落民衆が持つている身分的共通利害と共通感情は、決して階級的なものと分離したり、ましてや反階級的なものでなく、身分的なもの階級的なものとは、ひとつのなわのようにない合わせてゆくべきであり、全水は、その気分的共同利害と共通感情を『人民運動』として組織して行くべきであるという認識に立つもので、われわれは、その方針によつて高松差別裁判斗争を闘うことに成功したわけだ。

私が、深川氏と接触したのは、昭和四年春に、いちど上京したときと、奈良会議で一回、それ以後は昭和八年の秋、高松地裁事件請願団のとき。ほんとうにふかいつながりを持つようになったのは、昭和十一年二月の総選挙で、松本治一郎氏が代議士に当選以後のことである(後略)。(なお、深川は、既に昭和二年「改造」論文(本書P15)で反対している。)

(注90) 全水解消に関する深川の態度、その他、解消問題関連事項は井元りんし氏書翰。

なお、昭和六年、十全大会当時、山岡喜一郎、岩本秀一、梅谷新之助、多岐慶蔵、森川一葉は大会にすがたをみせているが、集団行

動はないので、この辺で全水大会でアナキズムの探究はおわることにした。

しかし、解消草案の発生について、内務省(警保局)「社会運動の状況(水平運動)」においては、解消論の発生を、九州聯合の平田富夫、桜谷千里、森岡等の急進分子が主唱、これを本部常任の北原、奈良の若林が合流するに及んで全水内の潮流を形成したと記述されているが、浅田善之助に従えば、草案は、十全大会の前夜、かれ、野崎清一、北原泰作の三名の者が集合して作成したものであり、この三人以外に関係者はいないとされている。しかも、九州聯合会水平運動史などは、解消草案の発生について、まったく口をとぎしている感があり、真相は不明である。(注91)

(注91) 浅田善之助、既掲『差別とたたかいつづけて』P108。  
また、解消運動の経過についても、昭和六年十二月十四日の十全大会(桜井)のち、翌七年三月には、京都の浅田方に『全水解消斗争中央準備会本部』をおき、テーゼ、その他の刊行物を各地におくり、水平社支部に『革命的反対派』(これらの方法は全農全会派をまねたものである)を結成せしめたが、三二テーゼが動機とされているが、解消派は、身分斗争を過少評価する極左偏向であるとされ、形勢不利とみたか、昭和八年三月三日の十一全大会(福岡)の直前、前述『中央準備会本部』の名をもって、全水大会対策準備会開催の通告を発したが、集まる者四名、解消主義は解消した。

要するに、朝倉重吉を敗北主義者と痛罵した生駒や、北原等は、かれら自身が敗北主義者となり、唯物弁証法を理解しえなかつたのは、かれら自身であつたことを立証した。